医療機関が記入した治癒証明書が必要な感染症　　　〈 医師記入用 〉

治 癒 証 明 書（ 診 断 書 ）

亀徳保育園 　園長 殿

園 児 名

病　　名「　　　　　　　　　　　　　　」

　 年　 月　 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので登園可能と認

めます

令和　　年　　月　　日

医療機関

医 師 名　　 　　　　　　　　　　　　㊞

保育園児がよくかかる下記の感染症につきまして「 治癒証明書 」の提出をお願い致します。感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育生活が可能な状態となってからの登園であるようにご配慮下さい。

※児童福祉施設感染症ガイドライン（ 厚生労働省発行 ）により作成しています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 病　　　名 | 最も感染しやすい期間 | 登園のめやす |
| 麻疹（はしか） | 発症１日前から発疹出現４日後まで | 解熱後３日を経過してから |
| 風　　　疹 | 発疹出現数日前から後５日間くらい | 発疹が消失してから |
| 水痘（水痘瘡） | 発疹出現２日前から痂皮形成まで | すべての発疹が痂皮してから |
| 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) | 発症２日前から耳下腺腫脹後５日 | 耳下腺の腫脹が消失してから |
| 結　　　核 |  | 感染の恐れがなくなってから |
| 咽頭結膜熱(プール熱) | 発熱･充血･咽頭発赤などの症状が出現した数日間 | 主な症状が消え２日経過してから |
| 流行性角結膜炎 | 充血･眼脂など症状が出現した数日間 | 感染力が非常に強いため、結膜炎の症状が消失してから |
| 百　日　咳 | 抗菌薬を服薬しない場合、咳出現後３週間を経過するまで | 特有の咳が消失し、全身状態が良好であること(抗菌薬を決められた期間服用する。７日間服用後医師の指示に従う) |
| 腸管出血性大腸菌感染症(O157 O26 O111)など |  | 症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によっていずれも菌陰性が確認されたもの |

※上記一覧は、厚生労働省による医師が記入した完治証明が必要な感染症

〈保護者記入用〉

　　登園の際には、下記の登園届の提出をお願い致します

☆医師の診察を受け、保護者が記入する登園届けが必要な感染症

（なお、登園のめやすは、子どもの全身状態が良好である事が基準となります）

登　園　届（ 保護者 ）

亀徳保育園 　園長 殿

園児名

令和　　年　　月　　日　　　医療機関名　「　　　　　　　　　　　　」において

病名「　　　　　　　　　　　　」と診断されました。

病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されますので登園致します。

保護者　　　　　　　　　　　　　　　㊞

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行はできるだけ防ぐだけではなく、子ども達が一日快適に生活できるよう、保育園児がよくかかる下記の感染症について登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断に従い登園届の提出をお願い致します。子どもの回復状態が保育園での集団生活に適応できる状態に回復してからの登園であるようご配慮下さい。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 病　　　名 | 最も感染しやすい期間 | 登園のめやす |
| 溶連菌感染症 | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後１～２日間 | 抗菌薬内服後２４時間経過していること |
| 手足口病 | 手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間 | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| 伝染性紅斑(りんご病) | 発疹出現前の１週間 | 全身状態が良いこと |
| ウイルス性胃腸炎(ノロ･ロタ･アデノウイルスなど | 症状のある間と、症状消失後１週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要) | 嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること |
| ヘルパンギーナ | 急性期の数日間(便の中に１ヶ月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要)  | 発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| 帯状疱疹(ヘルペス) | 水泡を形成している間 | すべての発疹が痂皮化してから |
| 突発性発疹 |  | 解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと |
| マイコプラズマ肺炎 | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間 | 発熱や激しい咳が治まっている事 |
| ＲＳウイルス染症 | 呼吸器症状のある間 | 呼吸器症状が消失し、全身状態が良い事 |